

# 改正薬事法に係る省令等改正（動物用医療機器・体外診断用医薬品）

## 動物用医療機器及び体外診断用医薬品のGMP適用

構造設備基準、GQP省令の一部で規定されていた要件が、改正後のGMP省令に入りました。

